

## 英米法A第4回

# 英米法概観3

丸山 英二

1

## 2 英米法・アメリカ法の特徴

2

### (3) 陪審制度

#### (a) 概 説

#### ◆陪審の人数と評決の成立に必要な多数

(State Court Organization: <http://www.ncsc.org/microsites/sco/home> 2016.4.による)

#### ・ 民事小陪審(courts of general jurisdiction について)

12人:22州, 8人:3州, 6人:13州, 5人:1州, 12/6人:8州,  
12/10人:1州, 12/8人:1州, 8/4人:1州。

全員一致:22州, 5/6:14州, 3/4:12州, 2/3:1州, 5/6 or 3/4:1州。

#### ・ 刑事小陪審(重罪について)

12人全員一致:43州, 12/6人全員一致:3州, 12/8人全員一致:1州,  
8人全員一致:1州, その他:2州(as of May 2013)。

#### ・ 刑事大陪審――23人から5人まで多種多様, 必要多数も多種多様。役割についても, CAのように市民のためのオンブズマンの役割を果たせるところもある。

3

1

### (3) 陪審制度

#### ◆陪審の起源

9世紀初頭のフランク王国――チャールズ大帝(フランク王国国王在位768-814; 西ローマ帝国皇帝在位800-814)の息子ルイ敬虔王(Emperor Louis the Pious; フランス・ドイツ国王, 西ローマ帝国皇帝在位814-840)が, 向後, 国王の権利は, (何が慣習上の国王の権利であるかについて), 証人の提出によってではなく, その地域のもっとも優れた, もっとも信頼し得る人々の, 宣誓による証言によって確認されるべきことを定める命令を下した(829)。

#### ◆Domesday Book (1085-86)

北部の一部を除いてイングランド全土にわたる土地調査の記録集・土地台帳。王権の確立と国の税源を明確に定める目的で作られた。地方に派遣された調査官が, 地元住民(州長, 百戸邑長, 領主, 聖職者, 隷農・農奴 villein)に宣誓のうえ証言させる方法で土地に関する情報(名称, 保有者, 面積, 鋤, 自由人の人数, 隷農・農奴の人数, 価値)を収集した。

4

## 米国民事訴訟手続の概要

○訴状 (complaint) の裁判所への提出 ; 裁判所による呼出状 (summons) の発行

↓

○訴状・呼出状の被告への送達 (service) (または呼出状送達の省略 [= 免除] の依頼の郵送)

呼出状の文面 (要旨)

あなたに対して訴訟が提起されました。この呼出状があなたに対して送達された後21日以内に、あなたは、添付の訴状に対する答弁書または「訴えの却下を求める」申立書を原告に送達しなければなりません。もし、あなたがその対応をしなければ、訴状で請求された救済についてあなたが敗訴の欠席判決が下されることになります。併せて、答弁書または申立書を裁判所に提出することも必要です。

5

## 米国民事訴訟手続の概要

呼出状送達の省略 [= 免除] の依頼の文面 (要旨)

あなたに対して訴訟が提起されました。訴状の写しを添付しています。この書面は呼出状や裁判所からの正式の通知ではありません。これは、費用節約のために、あなたが正式の呼出状送達を免除するよう求める依頼状です。費用を節約するためには、本状の発信日から [ ] 日 (30日以上) 以内に、同封の免除書面に署名のうえ、返送して頂く必要があります。

あなたが免除書面に署名のうえ返送して頂ければ、わたしはそれを裁判所に提出します。その場合には、免除書面が提出された日に呼出状送達があった場合と同様に訴訟が進行します。あなたは、本状の発信日から60日以内に訴状に対する答弁 [答弁書または申立書の送達・提出] をする必要があります。

↓

○21日 (60日) 以内に答弁書 (answer) または訴えの却下を求める申立てがなされないとき→欠席判決 (judgment by default) の申立て

6

## 米国民事訴訟手続の概要

↓

○訴えの却下を求める申立て (事物・対人管轄権の欠如 ; 裁判地の不適正 ; 訴状・呼出状の不適切 ; 送達の不適切 ; 救済が与えられうるような請求の原因を主張していないこと (motion to dismiss for failure to state a claim upon which relief can be granted; demurrer)) → 訴えの却下

↓

○答弁書の原告への送達、裁判所への提出 → 事実・法律問題について争う。

↓

○開示手続 (depositions (証言録取書); written interrogatories (質問書); production of documents or things or permission to enter upon land or other property (文書・物件の提出、土地等への立入許可); physical and mental examinations (身体検査・精神学的検査); requests for admission (自白の要求))  
両当事者は一定の事項について自発的に開示をすることが求められる (required disclosures [義務的開示])

7

## 米国民事訴訟手続の概要

↓

○略式判決 (summary judgment) の申立て——書面証拠によって主要事実に関する争いが現実には存在しない there is no genuine dispute as to any material fact ことが証明でき、その争いのない事実を法を適用すると当然に自分が勝訴することを主張できる場合に認められる。

↓

○事実審理前協議 (pretrial conference)

↓

○事実審理 (trial) (陪審が用いられる場合)

陪審の編成

冒頭陳述 (opening statement)

証拠調

原告の主たる証明 (case in chief)

8

## 米国民事訴訟手続の概要

原告の主たる証明 (case in chief)

原告側証人① 直接尋問 (direct examination) → 反対尋問 (cross examination) → 再直接尋問 → 再反対尋問 [直接尋問における誘導尋問 (leading questions) の禁止]

原告側証人 ②……………

原告の主たる証明の終了 (rest)

↓

○法律上当然の判決 (judgment as a matter of law) ; 指図評決 (directed verdict) ; 訴えの却下 (nonsuit; involuntary dismissal) を求める申立て

↓

被告の主たる証明 (case in chief) [法律上当然の判決を求める申立て]

原告の反証 (rebuttal) [法律上当然の判決を求める申立て]

被告の反証 (surrebuttal / rejoinder) [法律上当然の判決を求める申立て]

最終弁論 (closing argument)

原告 → 被告 → 原告

9

## 米国民事訴訟手続の概要

↓

○陪審に対する説示 (charge; instruction)

↓

○陪審の評議 (deliberation)

↓

○評決 (verdict) — general verdict / special verdict

↓

○判決の登録 (entry of judgment)

↓

○法律上当然の判決を求める再度の申立て (renewed motion for judgment as a matter of law) ; 評決無視判決を求める申立て (motion for judgment notwithstanding the verdict; judgment non obstante veredicto; judgment n.o.v.)

○再審理の申立て (motion for a new trial)

10

### (3) 陪審制度

(b) 陪審制の影響

(イ) 法の難解化の防止 — 法に素人の陪審が理解できる法。

(ロ) 集中審理 — 陪審員が期間をあけて何回も出頭することは困難、また、記憶の低下や外部からの影響を防ぐ必要から、事実審理は集中して実施。

(ハ) 開示手続の発達 — 当事者に対する不意打ちを防止し、十分な準備を可能にするため、開示手続などが発達。

(ニ) 訴答・略式判決・指図評決・評決無視判決等の手続 — 陪審審理を不必要に開くことを避けるための手続や、陪審の認定が合理性の枠内にとどまるよう裁判所がコントロールするための手続が発達。

(ホ) 法廷技術の発達 — 証人に対する反対尋問の技術など法廷技術が発達。

(ヘ) 証拠法の発達 — 陪審による誤った証拠の評価を回避するため、伝聞証拠等、一般に信憑性が低いとされる一定種類の証拠の提出を禁じる証拠法則が発達。

11

### (3) 陪審制度

(c) Jury nullification (陪審による法の無効化)

陪審が、裁判官の説示によって示された法自体を不正であると判断するか、あるいは被告人に対してそのような法を適用すれば著しく正義に反すると考える場合に、有罪とする事実があるにも拘らず、被告人を無罪釈放すること。

陪審制の意義は、社会一般の価値観や正義感を裁判制度に反映させること、とする見解によっては支持される。

12